

第 26 回研究会（大分類 E 製造業①〈素材系業種〉）における主な御意見とその対処方針（案）に係る補足資料

補 足 1

【論点 1】 原材料及び製造方法が異なるが、用途が同じと考えられる生産物について
 → 「履物」、「手袋」及び「台所用品・食卓用品」については、対処方針（案）に基づき、以下のとおり生産物分類案を設定する。

（具体的な設定例）

「履物」 → 用途により組み替えを行い、生産物分類（案）を設定

（従来案） 2019 年工業統計調査商品分類表		（論点 1 の対処方針（案）を踏まえた案） 生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
革製履物用材料・同附属品	2031	紳士用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）	
革製履物用材料・同附属品	甲、靴底、かかと等		
革製履物	2041	紳士用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）	紳士用革靴、紳士用合成皮革靴、紳士用プラスチック成形靴等
紳士用革靴（23cm以上）			
婦人用・子供用革靴		婦人用・子供用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）	
運動用革靴	登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴等		
作業用革靴	保安靴、耐電靴、耐酸靴等	婦人用・子供用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）	婦人用・子供用革靴、婦人用・子供用合成皮革靴、婦人用・子供用プラスチック成形靴等
その他の革製靴	一部革製の靴等	運動用靴・履物	
その他の革製履物	革製草履、革製スリッパ、革製サンダル等	運動用靴・履物	登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴等
ゴム製履物・同附属品	1921	作業用靴・履物	
地下足袋	（男性・女性の区分が可能か確認）		
ゴム底布靴		作業用靴	保安靴、耐電靴、耐酸靴等
総ゴム靴		地下足袋	
ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）		その他の靴・履物	
ゴム製履物用品	ゴム底、ゴムかかと、草履底、こう（甲）等	草履・スリッパ・サンダル・下駄	ハップサンダル、バックレスサンダル、プラスチック製射出成形サンダル等
プラスチック製履物・同附属品	1922	他に分類されないその他の靴・履物	
プラスチック製靴	合成皮革靴、プラスチック成形靴等	靴・履物用材料、同附属品	
プラスチック製サンダル	ハップサンダル、バックレスサンダル、プラスチック製射出成形サンダル等	靴・履物用材料、同附属品	甲、靴底、かかと等
プラスチック製スリッパ			
その他のプラスチック製履物、同附属品	プラスチック製草履等		
他に分類されない衣服・繊維製身の回り品（毛皮製衣服・身の回り品を含む）	1189		
繊維製履物	繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等		
他に分類されない木製品（竹、とうを含む）	1299		
木製履物（台を含む）	げた、サンダル等		

(参考) 工業統計では、履物の分類を甲・底の材質によって格付している。

甲 底	革	プラスチック (合成皮革含む)	ゴム	布
革	革靴	革靴	革靴	革靴
プラスチック (合成皮革含む)	革靴	プラスチック製靴	プラスチック製靴	プラスチック製靴
ゴム	革靴	プラスチック製靴	ゴム靴	ゴム靴
布	革靴	プラスチック製靴	ゴム靴	布靴

「手袋」

→ 素材により用途が異なると判断し、従来案のとおり生産物分類(案)を設定

(従来案) 2019年工業統計調査商品分類表		(論点1の対処方針(案)を踏まえた案) 生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
手袋	1185	手袋(医療・衛生用ゴム製品及び革製手袋を除く)	
衣服用ニット手袋		衣服用ニット手袋(医療・衛生用ゴム製品及び革製手袋を除く)	
作業用ニット手袋		作業用ニット手袋(医療・衛生用ゴム製品及び革製手袋を除く)	
その他の手袋		その他の手袋(医療・衛生用ゴム製品及び革製手袋を除く)	
医療・衛生用ゴム製品	1192	医療・衛生用ゴム製品	
医療・衛生用ゴム手袋	手術用手袋、ゴム手袋 (医療用・衛生用)	医療・衛生用ゴム手袋	手術用手袋、ゴム手袋 (医療用・衛生用)
他に分類されないゴム製品	1999	他に分類されないゴム製品	
ゴム手袋		他に分類されないゴム製品	ゴム手袋(医療用・衛生用 ゴム製品を除く)
革製手袋(合成皮革製を含む)	2051	革製手袋(合成皮革製を含む)	
衣服用革手袋(合成皮革製を含む)		衣服用革手袋(合成皮革製を含む)	
作業用革手袋(合成皮革製を含む)		作業用革手袋(合成皮革製を含む)	
スポーツ用革手袋(合成皮革製を含む)		運動用革手袋(合成皮革製を含む)	

「台所用品・食卓用品」

→ 統合分類を用途でまとめ、素材別に詳細分類を設定

(従来案) 2019年工業統計調査商品分類表		(論点1の対処方針(案)を踏まえた案) 生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
他に分類されない木製品(竹、とうを含む)	1299	台所用品・食卓用品	
木製台所用品		木製台所用品	
プラスチック製日用雑貨・食卓用品	1891	プラスチック製台所用品・食卓用品	
日用雑貨・台所用品・食卓用品・浴室用品		ガラス製台所用品・食卓用品	
卓上用・ちゅう房用ガラス器具	2116	陶磁器製台所・調理用品	
ガラス製台所用品・食卓用品		台所・食卓用ほうろう鉄器	
食卓用・ちゅう房用陶磁器	2142	アルミニウム製台所用品・食卓用品	
陶磁器製台所・調理用品		漆器製台所・食卓用品	
他に分類されない窯業・土石製品	2199	その他の台所用品・食卓用品	
台所・食卓用ほうろう鉄器			
アルミニウム・同合金プレス製品	2451		
アルミニウム製台所用品・食卓用品			
漆器	3271		
漆器製台所・食卓用品			

補足 2

【論点 1】 原材料及び製造方法が異なるが、用途が同じと考えられる生産物について

(対処方針(案)の4点目について)

- なお、産業分類との関係で、原材料及び製造方法によって産業分類が分かれていない場合には、生産物分類で別の生産物に分ける必要があることについても留意をする。

(産業分類が原材料及び製造方法によって分かれていない場合)

●ご意見： 産業分類で新品製造活動と再生品製造活動が分かれていない場合は情報量が減るので問題がある。

●上記のご意見で想定される例：

(日本標準産業分類)

1421 洋紙製造業

主として木材パルプ、古紙及びその他の繊維から洋紙を製造する事業所をいう。

→ 生産物：洋紙（バージンパルプから作られた中性紙、再生紙）

（品質に違いがあるかもしれないが、紙として使用される用途は同じと想定される。）

(※上記と対照的な例：産業分類が原材料によって分かれている場合)

(日本標準産業分類)

0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）

主として国内産の甘味資源作物を原料として、砂糖を製造する事業所をいう。

0952 砂糖精製業

主として購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所をいう。

購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

→ 生産物：砂糖

補足 3

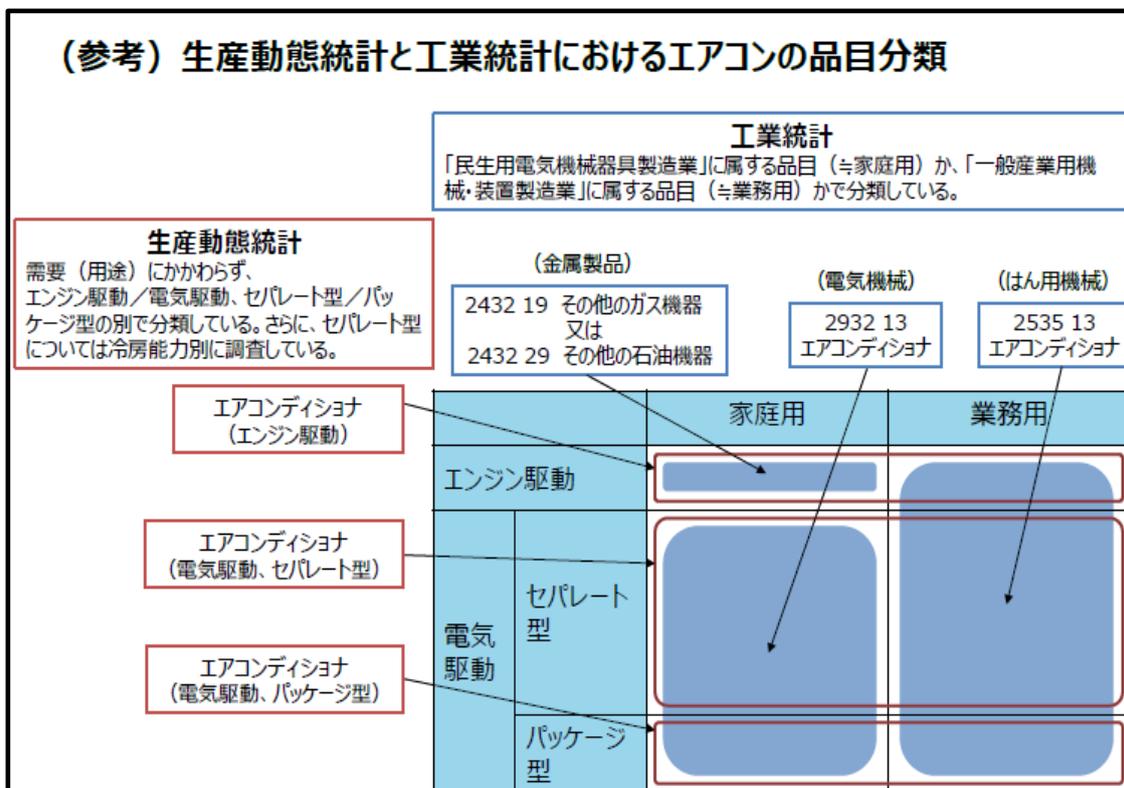
【論点 2】 生産動態統計の商品分類の採用の在り方について

(対処方針(案)の3点目について)

- 統計委員会国民経済計算体系的整備部会(SNA部会)における議論を踏まえ、工業統計と生産動態統計で分類の基準や品目の範囲が異なっていることにより両者を比較・接続できないケースについては、該当する部門をリストアップし、できるだけ両者を接続できるような方法も検討する。

→ 第93回産業統計部会(令和元年5月16日開催)で提出された「参考2 経済産業省生産動態統計に係る5品目についての今後の対応方針」に記載されているとおり、経済産業省生産動態統計に係る5品目については、「電気照明器具」及び「民生用エアコンディショナ」について、工業統計と生産動態統計の品目分類に相違があることと報告がされている。このため、生産物分類の策定に当たり、これらの2品目については、以下のとおり工業統計と生産動態統計との比較を行った。

<民生用エアコンディショナ>



【出所】「工業統計と生産動態統計の比較結果」(統計委員会 第12回国民経済計算体系整備部会 経済産業省提出資料 平成30年10月)

→ 工業統計の品目は、「家庭用」や「業務用」という区分がされており、「生産物の需要先で分類する」という生産物分類の策定の考え方にも一致している。このため、生産物分類では工業統計品目を参考に設定することが妥当と考えている。

なお、生産動態統計の品目は用途にかかわらず、駆動方式などで品目を設定しており、生産物分類の策定の考え方とは一致していない。このため、生産物分類と生産動態統計の品目との整合性を取ることは難しいと考える。

<電気照明器具>

生産動態統計		工業統計
調査品目名等	簡単な定義、例示品目、関連語句等	製造品名
電気照明器具	2320 月報	電気照明器具
白熱用器具	白熱電灯を使用する照明器具。船用、車両用(自動車用を除く)、航空機用、防塵・防爆、鉄道用など。シャンデリア、ペンダント(つり下げ型)、ダウンライト、スポットライトなど	294211 白熱電灯器具
蛍光灯器具	蛍光ランプを主光源とする照明器具	294212 直管蛍光灯器具
		294213 環形管蛍光灯器具
		294214 蛍光灯器具(直管、環形管を除く)
高圧放電灯器具	水銀灯、ナトリウム灯、メタルハライド灯などを使用する照明器具	294215 水銀灯器具
		294219 その他の電気照明器具 発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、点検灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、自動車用ウインカ等
自動車用(二輪自動車用を含む)	ヘッドライト、テールライト、ウインカー、ルームランプ等の自動車用の照明器具	その他の電子部品・デバイス・電子回路
		289929 他に分類されない電子部品・デバイス・電子回路 整流器(電力用を除く)、圧電フィルタ、分布定数回路、プラグ・ジャック(電力・配線用を除く)、ソケット(電球用を除く)、ヒューズ、端子板、光学ヘッド、プリンタ用ヘッド、センサ及びセンサユニット、タッチパネルセンサ、レーザー素子、 LEDランプ等
LED器具(自動車用を除く)	LEDを主光源とする照明器具	

→ 生産動態統計と工業統計の品目の比較表は上記のとおりである。

現状でも「白熱電灯器具」や「蛍光灯器具」については対応関係が取れているが、それ以外については品目の範囲にずれがある。特に、生産動態統計の「LED器具」については、工業統計では「電気照明器具」以外に含まれている。

今後、「電気照明器具」に係る生産物分類の設定について意見交換を行い、機械の製造業が対象となる次回の研究会で設定案をお示しする。

<工業統計で設定する場合、詳細分類で「自動車用の電気照明器具」の設定が必要か等>

補 足 4

【論点3】生産物分類における製造品、賃加工の区分について

(賃加工の具体的な設定例)

E 製造業 (15 印刷・同関連業)

(従来案) 2019年工業統計調査商品分類表		(論点3の対処方針(案)を踏まえた案) 生産物分類(案)	
分類項目名(案)		分類項目名(案)	定義・内容例示
賃加工(印刷)		印刷加工サービス	
オフセット印刷(紙に対するもの)(賃加工)	}	<p>製造される完成品があるため、賃加工サービスには項目を設定しない。</p> <p>工業統計の商品分類において、賃加工のみの加工処理は、以下のように設定</p>	
オフセット印刷以外の印刷(紙に対するもの)(賃加工)			
紙以外のものに対する印刷(賃加工)			
写真製版(写真植字を含む)(賃加工)			
植字(写真植字を除く)(賃加工)			
鉛版(賃加工)			
銅おう版・木版彫刻製版(賃加工)			
製本(賃加工)	⇒	製本サービス	製本
印刷物加工(賃加工)	⇒	印刷物加工サービス	ミシン掛、裁断、折たたみ、のり付け、表装、装てい、はく押、ラミネート張等
その他の印刷関連(賃加工)	⇒	その他の印刷関連サービス	校正刷り、刷版研磨、印刷物結束等